

令和3年度事業計画

基本方針

70歳までの就業機会確保（改正高年齢者雇用安定法）の令和3年4月1日より施行されることが、2020年3月31日に成立し、地域における多様な就業機会を確保するため、国は関連するシルバー人材センターにおいては高齢者の活躍の場を広げ、地域の様々な課題解決を図るため就業機会の開拓や地域ごとの特色や実状を踏まえた積極的な取組を強化できるよう支援することが必要であるとされています。

また、感染症の完全な収束が見通せない中で、シルバー事業の停滞は避けえない状況ではありますが、シルバー人材センターは地域のニーズに応え事業を継続していかなければなりません。いろいろな制約の中、今できることを確実に実施する。特に地域の困りごとや労働力ニーズを新たな就業機会として取り組み、従来の枠組みにとらわれない形で、コロナ禍と共存した生きがい就業の実現を図って行かなければなりません。

こうした中、センターの役割は「高齢者の多様な働き方を通じて地域に貢献することであり、社会変化に対応し地域を支えていく視点は「地域課題の解決」に取り組むことで、単なる職域拡大だけではなく、シルバー人材センターの地域におけるイメージの向上、会員獲得の視点からも有益です。

そのため、令和3年度は「地域課題解決プラットフォーム」となるために次のことを実践していきたいと考えます。

- ・仕事の幅、レベルを広げる。
(会員ニーズを知り、様々な仕事を用意し、地域課題解決につながる難易度の高い仕事にもチャレンジする。)
- ・地域課題解決キャパシティを身に着ける。
(現会員の強化、能力とやる気のある高齢者の発掘と入会促進と、センターは仲間が集い、楽しみのある場所となる。)
- ・自治体、地域組織との連携（再）構築

（市に対し提案・対話・協力を求めこれを継続していく、センターの存在や力をわかりやすく広報していく、様々な地域活動へ積極的に参加をする。)

又、シルバー事業の担い手を増やし、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高めあう地域共生社会実現の一躍となり、会員が会員であることを誇れる魅力あるセンターを目指す。

事業実施計画

1 基本的な考え方

公益法人としての運営基準と関係法令を順守し、社会環境の変化や地域ニーズに柔軟に対応する。就業を通し「生きがいづくり」「健康の維持」「仲間作り」を提供することで、生涯現役を目指す高齢者のため、地域を支えるセンターを目指します。

2 基盤拡大

「自主・自立・共働・共助」の下 会員の自主的な運営が速やかに図れるように、それぞれの役割りの確認と実行を行い、会員、役職員が一丸となって事業推進の基盤整備を図ります。

また、‘地域に貢献できるセンター’を会員はもとより、全市民に発信していきます。

(1) 会員の拡大

人生 100 年時代と言われる今、長くなった生涯をいかに生き生きと過ごすことができるか？がだれにとっても大変重要なことになっています。会員相互の輪が高齢となっても支えあい安心して暮らせる町づくり、地域の魅力になることを発信“就業することは地域貢献”“自身のライフワークに合わせて気軽に”“フリーランスな働き方”“新たな出会い”ができるシルバーの仕組み・魅力の周知・理解のため行動し、地域社会を支えるシルバーの輪を広げます。

- ・ 引き続き「全国会員 100 万人達成計画」に基づき会員拡大に努めます。
- ・ 主婦層をターゲットに女性の生涯の中で「就業」という選択肢があることをより多くの女性が認識し、行動できるよう、女性のエンパワーメント（能力開花）につながる事業を行います。
- ・ 「会員による紹介入会促進活動」を推進します。
- ・ 会員の定着と早期退会防止のため、新規入会者へ優先的な就業先の紹介をします。
- ・ 「生涯を通し会員が繋がる支えあうため」ゴールド会員への移行を推進します。
- ・ 会員紹介者対応や多種多様な経験・資格を保持する優秀な会員確

保のため、必要に応じ随時入会を実施します。

- ・ 新たな会員イメージの出来るチラシ、ポスター、パンフレットの作成配布をします。

(2) 就業開拓

適正就業ガイドライン等によりシルバー人材センターの仕組みについての周知を図り、マナーやルールの順守を徹底し、信頼されるセンターとしての対応をしていきます。

コロナ禍に対応した多様な就業機会が提供できるよう 新たな受注先を確保し、高齢会員でも安心して就業できる就業内容、仕組みを研鑽します。

- ・ センターに届け出しない就業は出来ないことの周知を徹底します。
- ・ 曖昧になっている請負事業に対する正しい理解確認を行います。
- ・ シルバーのセールスポイント！“会員が親切・丁寧・誠実な就業”を行ない、「次につながる」を獲得します。
- ・ 既存取引先・公共関係への役職員による訪問や電話により、顧客関係性を強化し、継続受注や新規受注、契約金額の増加を目指します。
- ・ お仕事情報を発信し希望会員への速やかなマッチング・新規会員入会を図っていきます。
- ・ クレームのあった就業については、事務局・会員と共に解決にむけ、真摯に対応し、詳細を分析し、会員全体に周知を図り以後の就業に生かします。
- ・ シルバー事業の内容の周知を広めるため、新聞・広報誌・ホームページ等により『お仕事募集』を行います。
- ・ 委員会や各班長及び会員の意見交換の場を設けワークシアリングを進めます。

3 高齢者活用・現役サポート事業

少子高齢化が急速に進展する中、サービス業等の人手不足分野や現役世代を支える分野での就業の促進をします。センター基盤強化のための会員リーダーの育成がしやすい環境整備と同時に職員のスキルアップを図ります。

- ・（前年度においての企業開拓）人手不足の福祉施設への派遣ができる会員の開拓と育成をします。
- ・各職員による会員拡大・就業拡大の企画提案を行い、新しい生活様式を踏まえたセンタービジョンの構築を図ります。
- ・会員の請負事業の理解を確認し事務の効率化を推進します。
- ・職員の対応、企画能力の評価をし働き方改革に即した事務体制を整えます。
- ・問い合わせ企業等への初期対応を迅速に行います。
- ・継続して市への派遣事業への理解、協力、育児支援・介護関連事業への参画ができるよう役職員がセンターの現況の説明・理解・提案を随時行います。
- ・「地域福祉の担い手」として生活支援サービスの充実を図ります。（同時に女性会員の拡大・関係団体との連携の強化）
- ・育児支援等に興味や従事できる有資格者の会員募集を行います。
- ・人手不足分野、介護、学童保育、後継者育成等の講習会への参加・講習会を実施します。
- ・市の関係部署からの情報収集、連絡を密にし、事業展開を図ります。
- ・厚生労働省作成の適正就業ガイドライン等を活用し・基本法令を順守します。

4 継続事業

(1) 衆楽茶屋

営む人・訪れる人にとって「心和む憩いの場」として、新しい生活様式を踏まえた事業展開をします。そのために、速やかな運営ができるように津山市や地域への理解・協力を求めます。また、週1回のふらっとカフェを開催、支えあいの中で元気に活躍しているシルバー会員の姿で元気な津山を観光発信、高齢者の輝く場所への案内役となります。

(2) チッパー事業

処分作業の経費削減、懸案事項の刈草の処分処理継続のため、曖昧になっている会員各自の利用マナー・ルールを規則化し、会員全体の協力を求めて行きます。また、利用者還元を行いシルバー事業のアピールをします。

- ・ 事業委員を中心に就業会員での計画的な運営を図ります。
- ・ 事業継続するには、利用会員の協力とモラル・互いの声掛助け合いの必要が不可欠であることを認識、実行します。
- ・ 防犯カメラの設置台数を増やし部外者利用を防止します。

(3) 高齢者支援（ワンコイン）事業

地域の包括システムの一助となるため、会員皆さんで取り組んでいただけるように、内外に積極的な啓発活動を行います。

同時に本年度は会員参加が速やかに出来るような内容の見直しを実施します。

5 空き家の管理事業

令和2年度の提案内容を再検討し関係部署との連携強化を図り、津山市との協定を締結し事業を推進します。

ふるさと納税返礼品として登録、安心できるふるさと津山、シルバー人材センターをアピールします。

6 情報・普及啓発活動

輝く生涯・地域貢献をテーマにセンターの魅力・働くことで得られるもの（健康・社会や人とのつながり・会員相互の助け合い・収入）など魅力を発信して行きます。

- ・ ホームページに会員の活動状況・講習会日程・求人情報等タイムリーな情報を掲載します。
- ・ パンフレットの配布やチラシのポスティング、ボランティア活動市内で行われるイベントに積極的に参画しセンター事業の周知、理解、会員拡大をします。
- ・ 事業の内容やセンターの仕組みなど適正就業ガイドライン・シルバー人材センター事業概要により企業、公共訪問等の普及啓発活動を行います。
- ・ 市当局からの理解協力を得るため情報提供、提案等を随時行っていきシルバー人材センターの組織理解と存在・貢献・価値を訴えていきます。

7 講習会・研修会の実施・参加

会員全員に研修を実施しシルバー人材センター事業の在り方を確認します。技能向上や会員・役職員の資質向上を図り、センターの基盤の強化とイメージアップを図ります。また、一般参加できる講習会を開催し地域への周知・会員拡大を図ります。

- ・ 会員リーダー育成のための講習会
(センター趣旨・基本理念・個人情報・見積講習)
- ・ 会員の技術習得・質の向上のための講習会の開催
(樹木剪定・刈払機・感染症予防消毒・マナー講習)
- ・ 後継者育成のための体験研修会の開催（一般参加型）
(樹木剪定・刈払機・障子張替)
- ・ 会員の健康や安全のための講習会の開催
(交通安全・救急法・認知症サポーター)
- ・ 一般参加のできる講習会の開催
(スマホ教室・趣味の教室・健康（薬との付き合い方）)
- ・ 委員会を中心に課題解決を目的にした先進地視察研修を行い問題改善・解決を図ります（会員拡大・安全対策・請負事業対策）
- ・ 全シ協・県連合会主催の講習会・研修会へ参加し、センター会員への情報の持ち帰りとしてセンター事業運営に役立てていきます。
- ・ 公益法人、関係法令講習・研修等に参加し法令を順守します。
- ・ 連合会主催各種講習会
(感染症予防消毒・ドローン取り扱い・放課後児童クラブ支援員等) 新規入会希望高齢者の参加を促進し会員拡大、新事業立ち上げを図ります。

8 安全・適正就業の推進

会員の高齢化に伴う新たな安全対策・意識付けを行います。

安全・就業強化年度とし事故0を目指し、基本理念である「自主・自立・共働・共助」の基に会員各自が 安全・健康 = 自己管理 の意識を常に持ち就業できるように また、シルバー人材センターの就業は、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業であることを、厚生労働省が示した適正就業ガイドラインを活用し、セ

ンターでの働き方について正しい理解・協力を求め、安全・適正就業の徹底を図ります。

会員の安全を守るため、安全委員の役割と権限を明確にし、安全・適正就業の徹底を図ります。

- ・ 「安全はすべてに優先する」を会員各自に確認してもらうため、日頃からの声掛け運動を実施します。
- ・ 安全委員会による安全パトロールを実施します。
- ・ グループ就業時の各班長・リーダーが中心となって安全の確認（ミーティング）・事故防止を図ります。（安全点検表の活用）（現場での安全就業のぼり旗の掲揚）
- ・ 就業時のヘルメットの着用・安全装具装備等についての義務付の確認をします。
- ・ 自分自身の身は自身で守ることを繰り返し広報、伝達します。
- ・ 日頃からの健康管理、自主的な健康診断の受診をお願いします。
- ・ 運転免許所持者確認と安全運転講習等の受講を義務付けします。
- ・ 運転業務に従事する派遣会員の適性検査の実施をします。
- ・ 賠償事故の会員免責の周知を図り安全就業につなげます。
- ・ 関係法令の順守の徹底をします。

9 職業紹介・労働者派遣事業

高齢者の雇用ニーズや適正就業のために、臨時的かつ短期的なもの
その他軽易な業務を希望する高齢者に対し職業紹介及び労働者派遣事業
を実施します。前年度の大きな実績減少の派遣事業の拡大のため積極的に
企業、業種開拓を実施する。

- ・ コロナ禍を踏まえ派遣事業においては企業・福祉施設・学童保育等への就業開拓を行うと同時に、公共へ派遣就業への協力を引き続き求めていきます。
- ・ 新規お問い合わせには、地域の人手不足に貢献できるように業務内容を十分検討し法令順守で、無理のない派遣計画を提案実施します。
- ・ 職業紹介事業においては一般市民においても求職登録が可能なことの周知を図り、入会促進をします。
- ・ 働き方改革に伴う法改正を順守いたします。

10 地域貢献活動

日常での地域活動、ボランティアを推進し地域貢献のできるセンターの周知を図ります。

- ・ 剪定・草刈・清掃等の活動一斉ボランティア活動をし、会員相互の繋がりを作るとともに、地域貢献する達成感と意識づくりを図ります。
- ・ ‘日常での支え愛（合）’を合言葉にします。

11 継続強化実施事項

- ・ 危機管理体制の整備
感染症が蔓延する中 緊急事態に対応できる体制を整え維持をします。
- ・ 請負事業の基本的な進め方を繰り返し役職員、会員全体で研理解を深め速やかな事業運営体制を整えます。
 - ① 「職種班（剪定班・草刈班・広報班・清掃班等）について点検
 - ② 統一的 な基準・手順の作成し、会員で仕事を完成させること、請負の理解（研修）・周知（広報）します。
 - ③ リーダー等を中心とした請負体制を確認（研修）・確立（実施）をし、実施の中での問題点の修正を行い事務の効率化をします。
- ・ 就業求人情報について、当センター会報・ホームページに掲載し、会員の拡大・後継者育成へつなげます。
- ・ 随時入会希望者に対し対応ができるように役職員交代での入会説明会を実施します。
- ・ 輝く笑顔のあふれるセンターづくりをします。